

4月20日(日)は 町長選挙の投票日

任期満了による町長選挙が次の日程で行われます。

告示日 4月15日(火) **投票日** 4月20日(日)

※なお、開票は即日開票で行います。

【町長選挙の立候補予定者説明会】

●日 時

3月21日(金)14時～

●場 所

伊奈町役場3階第1会議室



立候補を予定される方は、総括主宰者、出納責任者を同伴のうえ出席してください。

※選挙に関するお問い合わせは、

町選挙管理委員会 ☎ 7 2 1—2 1 1 1 へ

今春、町立小中学校へ入学される保護者の皆様へ 入学通知書は届きましたか？



町教育委員会では、今春入学予定のお子さんのいる保護者の方あてに、1月下旬から2月上旬の期間に入学通知書を送付しています。上記期間を過ぎても通知が届かない場合は、下記へお問い合わせください。

☎ 学校教育課 ☎ 2 5 3 1

北部地区内の町名決まる！ 西小針・内宿台・学園

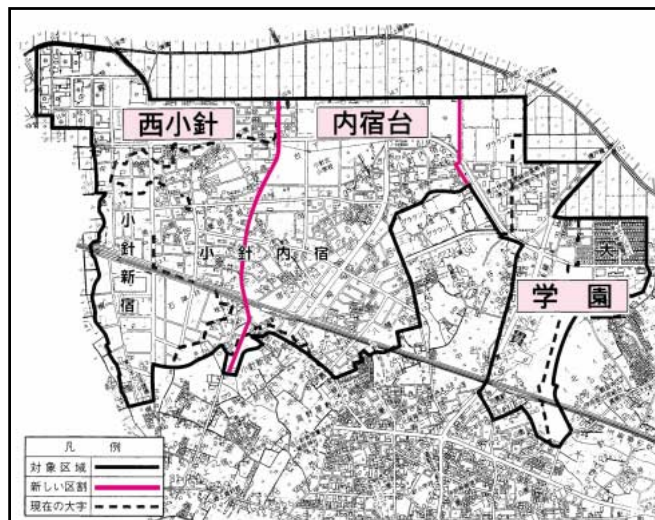
広報いな19年1月号で募集しました町北部3地区の町名については、たくさんのご応募をいただきありがとうございました。

北部地区町名選定委員会において検討を重ねた結果、次のとおり選定されました。

なお、新しい町名は土地区画整理事業終了後、変更になる予定です。

変更時期が決まりましたら改めてお知らせします。

☎ 企画課政策企画担当 ☎ 2 2 1 5



～統計調査にご協力を～ 家計消費状況調査が実施されます

総務省統計局が実施する上記調査の対象地域および時期は、次のとおりです。

なお、調査対象となる世帯は無作為に選ばれますので、もし対象となった場合には、ご協力をお願いします。

家計消費状況調査 調査地域一覧

番号	調査区番号	開始年	月	終了年	月
1	0003-1	2008	2	2009	1
2	0004-1	2008	2	2009	1
3	0012-1	2008	5	2009	4
4	0014-1	2008	5	2009	4
5	0023-1	2008	8	2009	7
6	0025-1	2008	8	2009	7
7	0032-1	2008	11	2009	10
8	0033-1	2008	11	2009	10

ご存じですか？ 裁判員制度

裁判員制度とは？

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めていただく制度です。

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が、平成16年5月に公布され、この制度は平成21年5月までの間にスタートします。

裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

裁判員は、毎年作成される裁判員候補者名簿の中から、事件ごとにくじおよび裁判所における選任手続を経て選ばれます。裁判員は、原則として辞退することはできませんが、国民のみなさんの負担が過重とならないように一定の範囲で辞退事由も定められています。

裁判員制度へのご協力をよろしく願います。

詳しくは、裁判所ホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

裁判所ホームページ

<http://www.saibanin.courts.go.jp>

ts.go.jp

さいたま地方裁判所刑事部

総務課 ☎ 8 6 3—4 1 1 1 ☎ 2 3 5 1

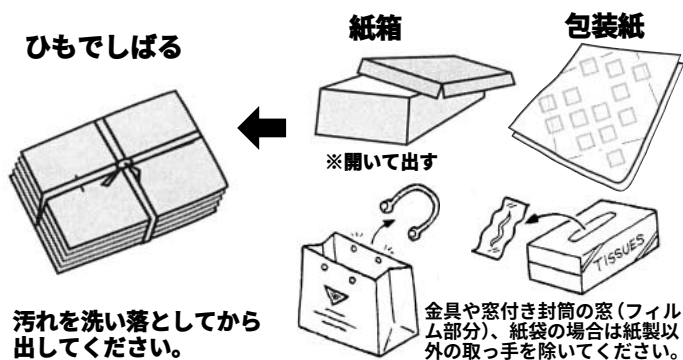
4月から 「紙製容器包装」の 収集を始めます



紙リサイクルマーク

平成18年度中に収集した「可燃ごみ」のうち、その約55%が紙類でした。可燃ごみの中に含まれる紙類のさらなる再資源化を図るため、4月から紙リサイクルマークのついた紙類を「紙製容器包装」として収集します。対象となる紙類は、お菓子の紙箱や包み紙などで、「紙リサイクルマーク」のついて

いるものです。収集日は古紙収集日と同じ、隔週の水曜日で、集積所は古紙と同じ場所です。「紙製容器包装」のみをまとめ、ひもで縛り、収集日の朝8時までに集積所にお出しくださ



廃棄物の野外焼却は禁止されています

家庭で「ごみ」を燃やさないで！

構造基準に適合していない家庭用のごみ焼却炉や事業所の小型焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらないなど、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。家庭での焼却も規制対象となります。基準に適合した焼却炉以外は使用できません。庭先などで焼却炉を使わずにごみを燃やしたり、ドラム缶

などを使って焼却することはできません。構造基準に適合している焼却炉であっても、煙や臭いなど生活環境に与える影響が大きい場合があります。また隣近所の迷惑になることもありますので、家庭から出るごみは、町のごみ収集をご利用ください。ごみを減らす工夫を心がけて！

- ・必要なものを必要なだけ買う
 - ・使い捨て商品は買わない
 - ・長く大切にものを使う
 - ・過剰な包装は控える
 - ・レジ袋はもらわない など
- ごみを作らないように心がけましょう。また、ごみ収集カレンダーに従って、ごみを分別しリサイクルを徹底するなど、私たち一人ひとりが、毎日の生活を見直していくことが大切です。
- ダイオキシンを減らすためには、みなさんのご協力が不可欠です。
- 環境対策課 2253

下水道事業受益者負担金の納期のお知らせ

第4期 納期限 2月29日

納付は納期限までにお忘れないようにお願いします。

都市整備課下水道管理係
2445



水漏れの確認を！

前回の検針時に比べて急に水道使用量が増えたときは、メーターより宅地側で水漏れしている可能性があります。定期的にメーターをチェックしてください。※水漏れの確認方法は、「使用水量のお知らせ」の裏に記載しています。

水道課 721-5555

住宅用火災警報器



住宅火災から大切な命を守るために、すべての住宅に火災を知らせる住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。まだ設置されていない住宅（共同住宅を含みます）についても、平成20年6月1日までに設置が必要となります。詳しくは、消防本部消防課 722-8111 へお問い合わせください。

平成19年火災・救急出場件数

